

葛尾村森林活用プロジェクト
業務委託にかかる企画提案競技実施要領

令和 8 年 6 月 3 0 日 葛尾村

葛尾村（以下「村」という。）が実施する「葛尾村森林活用プロジェクト」（以下「本事業」という。）に係る委託候補者の選定にあたり、この企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき企画提案競技（以下「企画コンペ」という。）を実施する。

1 本業務の概要

- (1) 事業件名及び数量 「葛尾村森林活用プロジェクト」一式
- (2) 事業の仕様等 【資料 2 業務委託 公募型企画提案競技 仕様書】のとおり
- (3) 履行期間 令和 8 年 7 月 2 1 日から令和 8 年 1 2 月 1 8 日まで
- (4) 対象事業の業務委託予定額の上限額

下表のとおり

対象事業	委託予定額の上限額
1. 葛尾村森林活用プロジェクト	2,934,000 円

2 企画コンペ担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

葛尾村地域振興課（担当：移川善弘）

所在地 〒979-1602 双葉郡葛尾村大字落合字落合 16 番地

電話番号 0240-29-2113

F A X 0240-29-2123

電子メールアドレス chiikizukuri@vill.katsurao.lg.jp

3 企画コンペ参加者の資格要件

企画コンペに参加する者（以下「企画コンペ参加者」という。）は、次に掲げる企画コンペ参加者の資格要件（以下「資格要件」という。）を全て満たす者とする。

なお、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。

- (1) 本業務の実施について、村の要求に応じて即座に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 県内に本社又は事業所等を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当し

ない者 であること。

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立て がされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 以下に該当する者が役員でないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられている者
- (6) 企画コンペ参加者本人又は役員等が次の各号のいずれにも該当しないこと、及び次各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められる団体
 - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）と認められる者
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）でない者。
- (8) 5（2）に定める委託候補者を決定する日前 1 年間、本村からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者。
- (9) 競技実施日前 3 年間、法人の事業等において刑法等の重大な法令に違反して処罰等 を受けていないこと。
- (10) 本業務を実施するにあたり、契約開始日より円滑な業務運営を行うため必要な執行体制を整えることができること。

(11) 法人及び個人並びにこれらを構成員として共同連帯して受託するため2以上の法人等を構成員として結成された共同企業体(以下「コンソーシアム」という。)により事業に参加する場合は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 企画コンペ提案書提出時までに、コンソーシアムの協定が締結されていること。(【様式1-0 コンソーシアム協定書】を提出すること。)

イ コンソーシアム構成員は、上記(1)から(9)に定める要件をすべて満たしていること。

ウ コンソーシアムの代表事業者は、上記(10)の要件を満たしていること。

4 企画コンペに関する手続き

(1) 企画コンペに係る書類の交付

企画コンペに参加を希望する者は、次により書類の交付を受けるものとする。

ア 直接交付による交付

令和8年7月9日(木)の午後5時15分まで、地域振興課において交付する。

(2) 企画提案競技参加届出書の提出(必須)

企画コンペ参加者は、【様式1-1 企画提案競技参加届出書】(以下、「企画コンペ届出書」という。)を次のとおり提出するものとする。

ア 提出期限

令和8年7月10日(金) 午後5時まで(必着)

イ 提出方法

葛尾村地域振興課に持参又は郵送で提出すること。

(ア) 持参する場合は、提出期限まで(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

(イ) 郵送する場合は、郵便書留により、提出期限までに地域振興課に到着するように送付すること。

ウ 留意事項

提出期限までに企画コンペ届出書を提出しなかった者は、企画コンペに参加できないものとする。

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問がある場合、企画コンペ参加者は【様式1-2 実施要領等に関する質問書】を次のとおり提出するものとする。

ア 受付期間

令和8年7月8日(水)の正午まで(必着)

イ 提出方法

原則として電子メール又はFAXにより葛尾村地域振興課に送付すること。

ウ 回答方法

受け付けた質問の要旨とその回答について、村の掲示板に掲載する。

エ 回答期日

令和 8 年 7 月 9 日（木）の午後 5 時まで

(4) 企画提案競技提案書等の提出（必須）

企画コンペ参加者は、【資料 3 企画提案競技提案書作成要領】で定める書類（以下「企画コンペ提案書等」という。）を次のとおり提出するものとする。

ア 持参する場合の提出方法

令和 8 年 7 月 1 0 日（金）午後 5 時まで

受付日は、平日のみで午前 9 時から午後 5 時まで、葛尾村地域振興課に提出すること。

イ 郵送する場合の提出方法

封筒に「企画提案競技提案書等」在中の旨を朱書きして、配達証明付書留郵便（葛尾村地域振興課あて親展）により令和 8 年 7 月 1 0 日（金）の午後 5 時まで 葛尾村地域振興課に到達するように送付すること。

ウ 留意事項

企画コンペ提案書等は企画コンペ届出書提出者 1 者につき 1 提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。

(5) 企画コンペ提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画コンペ提案は、これを無効とする。

ア 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案

イ 企画コンペ届出書を提出しなかった者又は企画コンペ届出書に虚偽の記載を行った者による提案

ウ 1(4)に示す委託契約額の上限額を超える提案

エ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案

オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

カ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

5 委託候補者の決定方法について

(1) 企画コンペの提案審査

企画コンペの提案審査は、第 1 次審査として書類審査を行い、当該審査を通過した者を対象に、別途設置する「企画提案競技審査会」（以下「審査会」という。）が、

第 2 次審査としてプレゼンテーション審査を行うものとする。

(2) 委託候補者の決定

企画コンペ参加者は、審査会当日に、先に提出した企画コンペ提案書等に基づき、企画提案の内容をプレゼンテーションし、審査会において、本業務に最も優れた企画コンペ参加者及び次点者を特定するものとする。

村は、審査会からの報告を基に、委託候補者及び次点者を決定するものとする。

【審査会の開催日時及び場所】

審査会を開催する日時及び場所については、別途企画コンペ参加者に通知する。

【予定】

日時：令和 8 年 7 月 1 7 日（金）

※時間は参加者毎に指定する。

場所：葛尾村役場

※係員が案内するので、地域振興課に来庁すること。

(3) 企画コンペ参加者への審査結果の通知

村は、委託候補者及び次点者を決定した後、各企画コンペ参加者に対して審査結果を速やかに文書で通知するものとする。

6 企画コンペへの参加を途中で取りやめる場合の手続きについて

企画提案競技参加届出書を提出した者が、企画コンペへの参加を途中で取りやめる場合には、【様式 1 - 3 企画提案競技参加辞退届】を地域振興課に持参又は郵送の方法により提出しなければならない。

7 契約の締結について

(1) 契約締結の手続きについて

ア 村は葛尾村財務規則（昭和 58 年 4 月 1 日規則 2 号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者（コンソーシアムによる場合は、代表事業者）から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

イ 本事業の業務委託仕様書は委託候補者が提出した企画コンペ提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、村と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(2) 契約保証金について

委託候補者は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、納付しなければならない。

ただし、財務規則第 98 条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

8 公正な企画コンペの確保について

- (1) 企画コンペ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 企画コンペ参加者は、企画コンペにあたっては、競争を制限する目的で他の企画コンペ参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画コンペ提案書等を作成しなければならない。
- (3) 企画コンペ参加者は、委託候補者の決定前に、他の企画コンペ参加者に対して企画コンペ提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 企画コンペ参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該企画コンペ参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 事業の再委託について

受託者は、業務の全部又は一部を村の書面による承諾を得ることなく第三者に委託してはならない。

10 その他

- (1) 受託者は、本事業を通じて取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱注意事項」に基づき、適正に行うこと。
- (2) 受託者、本事業を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (3) 本契約の失効に際しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）や葛尾村財務規則をはじめとする諸規定が適用される。
- (4) 企画コンペに要する経費は全て企画コンペ参加者が負担するものとする。
- (5) 企画コンペ参加者が村に提出した書類は返却しないものとする。

参考

葛尾村財務規則昭和 58 年 4 月 1 日規則 2 号～抜粋～

(契約保証金の減免)

第 98 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次の各号の一に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署、その他村長がこれに準ずると認める法人であるとき。
 - (2) 契約の相手方が保険会社との間に村を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
 - (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (4) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が当該資格を有する者であつて、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 99 条第 9 号に掲げる公庫、公団等を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて確実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。
 - (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 50 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (6) 1 件 100 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき（当該契約の締結の日から 15 日以内の日を当該期日としている場合に限る。）。
 - (7) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共的団体で村長が指定するものであるとき。
 - (8) 村において、公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。
 - (9) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
 - (10) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
 - (11) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。
 - (12) 村において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (13) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 2 前項第 5 号及び第 6 号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営む者で契約権者が確実であると認めるものを連帯保証人と

して立てるときは、同項第 5 号中「50 万円未満」とあるのは「150 万円未満」と、同項第 6 号中「100 万円未満」とあるのは「300 万円未満」と、それぞれ読み替えるものとする。

- 3 契約権者は、第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定により契約保証金の納付を免除するときは、契約の相手方となるべき者をして、当該履行保証保険契約に係る保険証券又は当該公共工事履行保証契約に係る保証証券を提出させなければならない。